

権限を逸脱した議決権行使により株主総会決議が取り消された事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成31年3月8日
【事件番号】 平成30年(ワ)第27434号
【事件名】 株主総会決議不存在確認等請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 会社法831条1項1号
【掲載誌】 資料版商事421号31頁

LEX/DB 文献番号 25562719

事実の概要

Y₁会社(株式会社アドバネクス)は各種スプリング並びにスプリング応用品の製作及び販売等を目的とした東京証券取引所第一部にその株式を上場する株式会社である。Xは同社の創業者の孫であり、平成30年6月21日に開催された同社の定時株主総会(以下「本件総会」という)まで代表取締役を務めていた者である。

JはM社の他4社の代表取締役であり、各社はそれぞれY₁会社株式を保有している。Y₁会社パートナーシップ持株会(以下「本件持株会」という)は同社の取引先を会員とする持株会であり、本件総会当時はJが理事長であった。本件持株会規約(以下「本件規約」という)には会員は拠出金により取得した株式の管理の目的をもって理事長に信託し、その株式の議決権の行使は本件持株会が行うこと、会員は各持分に相当する株式の議決権の行使についてあらかじめ株主総会毎に本件持株会に対し書面をもって指示を与えることができること、事務所を同社総務部内に置くこと等の定めがある。O銀行及びN生命はY₁会社の株主である。

Y₁会社は株主にX、Y₂、G、H、D、E及びFを取締役に選任する旨を議案(以下「本件会社提案」という)として本件総会を開催する旨の招集通知をした。同社総務部は本件持株会事務局名義で本件持株会会員に本件会社提案について特別の指示を与える場合は事前に書面をもって知らせること、賛成の場合は連絡の必要がないことを連絡先として同社総務部の連絡先を表示した書面で通知した(以下「本件通知」という)。本件持株会

は電子投票により本件会社提案について賛成する旨の議決権行使書を送付した。また、O銀行及びN生命は本件会社提案に賛成する旨の議決権行使書面を送付した。

本件総会が開催され、JはS社、R社、Q社及びP社の代表取締役並びに本件持株会の理事長として、IはM社の職務代行者として本件総会会場に入場した。N生命及びO銀行の各担当者はそれぞれの職務代行者として本件総会会場に入場した。なお、Y₁会社は本件総会においては株主であっても傍聴者としての入場を認めていなかった。

Y₁会社の定款13条では「株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる」と規定されており、代表取締役社長であるY₂を議長として本件総会が開催されたところ、JはY₂、G、H、A、B及びCを取締役に選任する旨の修正動議(以下、A、B及びCを取締役に選任する旨の動議を「本件修正動議」という)をした。本件会社提案と本件修正動議について、議場を閉鎖した上でJが用意した投票用紙で議決権行使をすることとなった。その後、投票が行われ、J及びIはX、D、E及びFについて反対、本件修正動議に賛成として議決権を行使した。N生命の担当者は投票用紙を提出しなかった。O銀行の担当者はY₁会社担当者に傍聴に来ているだけである旨説明して何も記載せずに投票用紙を渡した。

本件総会会場の使用時間までに投票の集計が完了しなかったためY₁会社で継続することになった。Iは同社本社において議長のY₂が議長席に移動してまだ開会宣言をしていない時点で議長不信任、議長交代、定款に定められている候補者も

全て否認する旨の動議を提出する旨の発言をした。これに続いてJはIを新たな議長に指名する旨の発言をした。Y₂は上記発言を動議として取り扱い、自身が議長を続けることの賛否を諮ったところ、J及びIから異議がある旨の発言があって動議が可決されたものとした。そして、Iは議長として本件修正動議が可決された旨発言した。

このような事実関係の下、Xは本件総会においてIが議長と称して行ったX、D、E及びFに代えてA、B及びCを取締役に選任するとの決議(以下「本件決議」という)には重大な瑕疵があるから不存在であるとして、主位的にX、D、E及びFがY₁会社の取締役の地位を有することの確認及び本件決議の不存在確認を求めるとともに、予備的に本件決議に決議の方法が法令若しくは定款に違反し又は著しく不公正という会社法831条1項1号の取消事由があるとして本件決議の取消しを求めた。

本件は次の3つを争点とする。第1に、本件議長交代決議の瑕疵が争われた。第2に、Jによる修正動議に賛成する旨の本件持株会の議決権行使の有効性である。第3に、O銀行及びN生命の議決権行使は本件会社提案に賛成したものであるかが争点となった。

判決の要旨

主位的請求を棄却、予備的請求を認容(双方控訴)。

1 議長交代決議の瑕疵

「会議の議長の決定は、議事の方法に関する決定として、その会議体において決定すべきものであるから、定款13条の規定は、取締役が株主総会の議長を務めることを定めているものの、株主総会においてこれと異なる定めをすることを排除するものではないと解するのが相当である。また……Iは株主の職務代行者として出席しているのであるから、株主として取り扱うべきである。以上によれば、Iが本件総会の議長となったことはY₁会社定款13条に反しない。」

2 Jによる本件持株会の議決権行使の効果

「本件持株会は、本件総会前に会員に議決権行使に関する意思を確認する本件通知を送付したが、その際、本件会社提案に賛成するのであれば

連絡は不要である旨を本件通知に記載し、本件会社提案に賛成の議決権行使をしたことからすると、本件会社提案に対する特別の指示がなかったことが認められ、本件持株会の会員は本件持株会に対し連絡をしないことで本件会社提案に賛成する旨の意思又は賛成の議決権行使に反対しない意思を黙示に表示したというべきである。」

「本件修正動議は本件通知により会員の意思確認がされたものではないから、本件持株会の会員から本件修正動議について明示的な特別の指示があったとはいえない。そこで、原案に特別の指示があり、修正議案が株主総会において提出された場合の法人の代表者等の議決権行使の権限が問題となるところ、法人の代表者等が修正議案について議決権を行使する際、原案に関する特別の指示……から合理的に導きだせる内容は、本件修正動議に反対することと解するのが相当である。……以上によれば、Jが本件持株会の議決権を本件修正動議に賛成として行使したのは権限を逸脱したものといえ……Jによる本件修正動議に賛成する旨の本件持株会の議決権行使は無効というべきである。」

「本件修正動議に賛成した本件持株会の議決権行使は無効であり……Jによる本件持株会の議決権行使を有効である……とした本件決議には瑕疵があり、本件決議が存在であるとはとはいえないが、会社法831条1項1号に定める取消事由があるというべきである。」

3 O銀行及びN生命の議決権行使の帰趨

「書面による議決権行使の制度は、株主自身が株主総会に出席することなく議決権を行使できるための便宜を会社が図る制度であり、O銀行及びN生命の各担当者が、本件総会に職務代行者として出席した以上、その時点で事前の書面による議決権行使は撤回されたものと解するのが相当である。そして、本件会社提案及び本件修正動議に対する投票に際し、N生命の担当者は投票せず、O銀行の担当者は白紙の投票用紙を交付したに過ぎないのであるから、O銀行及びN生命の議決権については、棄権として扱うのが相当である。」

「書面による議決権行使を認めた……趣旨に照らせば、本件総会に出席した以上は書面による議決権行使を撤回したと解するのが相当である。仮に撤回しないと解する余地があるとしても、本件

総会では株主といえども傍聴を認めないこととされ……退場しなかった株主を恣意的に欠席扱いすることはできないと解するのが相当である。……以上によれば、O銀行及びN生命の議決権行使は、本件会社提案に賛成したものといえない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件は本件総会まで代表取締役を務めていた株主が会社に対して解任の決議には重大な瑕疵がある等を主張して主位的に株主総会決議の不存在、予備的に株主総会決議の取消しを求めた事案である。裁判所は、結論として主位的請求については株主総会決議の不存在とまではいえないとして棄却したものの、本件総会決議の瑕疵を認定して株主の予備的請求である株主総会決議の取消請求を認容している。

本事案は上場会社の会社経営権を巡る争いであるが、上場会社の株主総会決議の取消請求が認容されるのは珍しく、取消事由に関しても実務的にも理論的にも慎重な検討を要するとともに、本判決では機関投資家の株主総会への関わり方に影響を与えうる言及もされている¹⁾。それゆえに、今後の上場会社における株主総会の適切な運営にあたって重要な意義を有する。そこで、以下では本判決で争点となった諸論点についてそれぞれ概観する。

二 議長交代の瑕疵

本件で裁判所は、議長の選任につき、株主総会において定款と異なる定めをすることを排除するものではないと判示している。学説では法人株主の職務代行者を株主の代理人と位置付けた方が正確であるとの指摘はあるものの、こうした判示は広く受け入れられる見解と評価されている²⁾。

そもそも、株主総会の議長について同様の規定を有している会社が多いとされているが³⁾、株主総会において議長を選任する決議がされた場合はその内容が定款に優先するのは当然であると考えられている。本件で裁判所はそうした理解に基づいた判示をしたものと推測され、定款の定める順序に従わない議長の選任は定款に違反するとはいえず、本件議長交代決議に瑕疵はないとの判断は妥当であろう⁴⁾。

三 本件持株会の議決権行使の効果

本件では取引先持株会による議決権行使の帰趨が問題となった⁵⁾。取引先持株会による議決権については名義上の株主である理事長が行使するが、実質上の株主である各会員は自らの持分に相当する株式の議決権の行使について理事長に対する指示権が付与されている。この趣旨は各会員の意思を把握する必要から各会員の意思を反映する形で持株会が議決権の不統一行使を可能とするために設けられたと説明される。これにより、各会員の議決権の行使が制度的に確保されるようになる。本件持株会も株式の管理及び議決権の行使についてはその規約によれば同様の仕組みとなっている。

ただ、書面による指示がなかった場合の持株会の議決権行使が問題となる。その解決にあたって、裁判所は議決権の代理行使の勧誘との関係でなされた議論を援用し、モリテックス事件（東京地判平19・12・6判タ1258号69頁）等と同様の思考過程でJによる権限逸脱を認定したといわれる⁶⁾。あるいは、本件持株会は民法上の組合であって組合の業務執行者と組合員の関係が代理関係である点に着目して検討する見解がある⁷⁾。そして、委任の趣旨に従わない議決権行使の効果について学説では見解が分かれているが、近時の有力な学説は委任状に記載された賛否の指示が代理権を画するとして、これに反した議決権行使は無権代理として無効になると解する。修正議案との関係では原案に対する指示から合理的に推認される委任者の意思に反する議決権行使も無権代理として無効になると主張する⁸⁾。

本件で裁判所はこの見解に依拠する判示をしている。すなわち、本件持株会事務局は会社提案に賛成するのであれば連絡は不要であると通知し、本件持株会は本件会社提案に賛成する議決権行使をしていた。したがって、本件持株会の会員は本件持株会に連絡をしないことで本件会社提案に賛成する旨の意思又は賛成の議決権行使に反対しない意思を黙示に表示したとする。

そうした理解からその表示が理事長に付与された代理権の範囲であって、修正動議との関係ではその指示から合理的に導き出せる内容を本件修正動議に反対すると解するのが相当であるとした。それゆえに、Jによる本件修正動議に賛成する旨の本件持株会の議決権行使は無効として株主総会

決議の取消事由を認めている。本件のような上場会社における株主の議決権行使の意思について、黙示的な表示も含めて持株会の意思を認定した裁判所の解釈は適切であるといえよう⁹⁾。そもそも、Jが本件持株会の議決権を恣意的に行使していることに鑑みると、Jによる本件修正動議に賛成する旨の本件持株会の議決権行使は無効であったといえる。

もとより、本件は会社の経営権を巡る争いであり、持株会の理事長が経営陣の関与の下に議決権を行使した場合には決議の方法が著しく不公正なものとして取消事由を構成しようと考えられている¹⁰⁾。その点についても検討する必要があったと思われる。

四 書面による議決権行使との関係

本件では、O銀行及びN生命の各担当者が本件総会に職務代行者として出席した以上、その時点で事前の書面による議決権行使が撤回されたと解したうえで、本件会社提案及び本件修正動議につき、O銀行等の議決権は棄権として扱うのが相当であるとした。この点については学説でも同様の見解が示されており、本件における裁判所の判断はそうした理解に沿うものである¹¹⁾。

とはいえ、議決権行使書面を送付した株主が、株主総会に出席した場合、直ちに議決権行使書面の意思が撤回される取扱いには検討の余地があろう。すなわち、議決権を行使した株主がさらに株主総会に担当者を出席させることに合理的な理由があるのであれば「出席」の意義を狭く解する等して書面による議決権行使の効力を維持することが望ましいと主張されている¹²⁾。

ただ、裁判所も指摘しているように、Y₁会社は本件総会において株主であっても傍聴者としての入場を認めていなかった点に留意する必要がある。このような会社の取扱いの妥当性は疑問であり、この点についての事実関係も明らかにされるべきだったとも考えられる。さらに、O銀行及びN生命の議決権行使の意思は事前に提出している本件会社提案に賛成することが全てであったならば、本件総会において担当者はその意思に従う議決権行使をすれば問題にならなかったともいえる。それゆえに、取消事由には関係ないものの、O銀行等の担当者による議決権行使の懈怠が代理人としての義務違反を構成すると評価しえなくも

ない。

●—注

- 1) 松尾健一「本件判批」商事2197号(2019年)18頁。なお、「本判決のComment」資料版商事421号(2019年)33頁では、本判決を受けてY₁会社としては今後どのような会社運営をすべきかが問題となるため、本件のような問題のある上場会社の紛争解決については合議体での審理・判断が望ましいと述べている。
- 2) 弥永真生「本件判批」ジュリ1532号(2019年)3頁。法人株主の職務代行者の株主総会における地位につき、稲葉威雄ほか編『実務相談株式会社法(2)〔新訂版〕』(商事法務研究会、1992年)916頁。
- 3) 実際に、商事法務研究会編「2018年版株主総会白書—ガバナンス型総会への確かな歩み」商事2184号(2018年)99頁によれば、回答会社の92%が株主総会の議長を社長が務めたとされている。
- 4) 松尾・前掲注1)20頁。この点については、岩原紳作編『会社法コンメンタール7—機関(1)』(商事法務、2013年)272頁〔中西敏和〕も参照。
- 5) 取引先持株会の意義及び議決権行使の仕組み等については、太田洋監修『新しい持株会設立・運営の実務—日本版ESOPの登場を踏まえて』(商事法務、2011年)170頁、114～116頁、日本証券業協会「持株制度に関するガイドライン」(平成30年9月14日最終改正)第5章、第2章12を参照。なお、加藤貴仁=辰巳郁「会社法判例—より深く学ぶ、考える(第18回)信託を利用した株主権の分離」法教462号(2019年)111～112頁〔加藤貴仁〕も参照。
- 6) 弥永・前掲注2)3頁。
- 7) 松尾・前掲注1)22頁。民法上の組合に関する議論につき、山本豊編『新注民法(14)債権(7)』(有斐閣、2018年)519～521頁〔西内康人〕を参照。
- 8) 田中亘「株主総会における議決権行使・委任状勧誘」岩原紳作=小松岳志編『会社法施行5年 理論と実務の現状と課題』(有斐閣、2011年)9～11頁。もっとも、議決権行使は相手方のある行為ではないから表見代理の成立の余地はないとの見解もある(浜田道代「委任状と書面投票」龍田節ほか編『河本一郎先生還暦記念 証券取引法大系』(商事法務研究会、1986年)254頁、弥永・前掲注2)3頁)。
- 9) 松尾・前掲注1)21頁。
- 10) 太田監修・前掲注5)117頁。
- 11) 稲葉ほか・前掲注2)687～688頁。なお、学説の展開については、岩原編・前掲注4)210頁〔松中学〕参照。
- 12) 松尾・前掲注1)23頁。弥永・前掲注2)3頁は、O銀行及びN生命の担当者に付与されていた代理権が制限されていたのだとすると、修正動議との関係では出席株主と評価できないという解釈もありうると指摘する。